

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年12月5日(2013.12.5)

【公表番号】特表2013-507998(P2013-507998A)

【公表日】平成25年3月7日(2013.3.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-012

【出願番号】特願2012-533698(P2012-533698)

【国際特許分類】

A 6 1 L 9/03 (2006.01)

【F I】

A 6 1 L 9/03

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月11日(2013.10.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

交換可能なリフィルから揮発性空気処理剤を蒸発させるための装置であって、

蒸発した空気処理剤が前記装置から出ていくための少なくとも1つの出口オリフィスを有するハウジングと、

前記リフィルを取り外し可能に受け入れ、前記装置に固定するための、前記ハウジング内の受け入れ手段と、

前記ハウジング内の電気加熱手段と、

制御手段と、

下部オリフィス及び上部オリフィスを有し、それらの間に第1の空気流チャネルを定める、前記ハウジング内の煙突手段と、

空気中の空中物質を検出するように動作可能な空中物質検出器手段とを含み、前記空中物質検出器手段には、使用中、前記装置の外部から空気が前記空中物質検出器手段に入るのを可能にするように、前記装置の外部に通じる少なくとも1つのアーチャが設けられ、

前記装置と共に使用するための前記リフィルは、

一定量の揮発性空気処理剤を保持するためのリザーバ部分と、

前記リザーバ部分の基部に実質的に隣接した前記リザーバ部分内の近位端と、前記リザーバ部分の上方に延びる遠位端とを有する芯とを含み、

前記装置は、使用中、前記固定手段が前記リフィルを保持するように適合されて、前記芯の前記遠位端が前記煙突手段内に配置されるように構成され、

第2の空気チャネルが、前記空中物質検出器手段の前記少なくとも1つのアーチャと前記出口オリフィスとの間に設けられる、

ことを特徴とする装置。

【請求項2】

前記ハウジングは、底壁と、そこから遠く離れた上壁と、それらの間の1つ又はそれ以上の側壁とを含み、前記出口オリフィスは、前記上壁に実質的に隣接した位置において、前記上壁及び前記側壁のうちの少なくとも一方の中に設けられ、前記空中物質検出器手段についての少なくとも1つのアーチャは、前記出口オリフィスから離間配置されることを特徴とする、請求項1に記載の装置。

**【請求項 3】**

前記少なくとも1つのアーチャは、前記底壁に隣接した又は実質的に隣接した前記ハウジングの前記側壁又は後壁内に配置されることを特徴とする、請求項1又は請求項2に記載の装置。

**【請求項 4】**

前記第2の空気流チャネルは、前記第1の空気流チャネルから実質的に完全に分離しており、前記2つの空気流チャネルのいずれかの交差部が存在する限り、前記交差部は、上部オリフィスのところにあるか又はこれに隣接していることを特徴とする、請求項1～請求項3のいずれかに記載の装置。

**【請求項 5】**

前記第2の空気流チャネルは、前記第1の空気流チャネルと実質的に連続しており、前記2つの空気流チャネル間の前記交差部は、前記下部オリフィスのところにあるか、又は、前記下部オリフィスに隣接していることを特徴とする、請求項1～請求項3のいずれかに記載の装置。

**【請求項 6】**

前記第2の空気流チャネルは、前記第1の空気流チャネルから完全に分離しており、かつ、前記第1の空気流チャネルと交差しておらず、前記第2の空気流チャネルは、前記空中物質検出器手段の前記少なくとも1つのアーチャと前記出口オリフィスとの間の空気の通過のみを可能にすることを特徴とする、請求項1～請求項3のいずれかに記載の装置。

**【請求項 7】**

前記第2の空気流チャネルは、前記第1の空気流チャネルと完全に分離しており、かつ、前記第1の空気流チャネルと交差しておらず、前記第2の空気流チャネルは、前記空中物質検出器手段の前記少なくとも1つのアーチャを通り、前記空中物質検出器手段を過ぎて、前記ハウジングの内部に入る空気の前記通過のみを促進するために存在することを特徴とする、請求項1～請求項3のいずれかに記載の装置。

**【請求項 8】**

前記第1の空気流チャネルとの交差部に、又は、前記第1の空気流チャネルとの交差部に隣接して、或いは、前記出口オリフィスに、又は、前記出口オリフィスに隣接して、蛇行経路が前記第2の空気流チャネルに設けられ、前記第2の空気流チャネル内で凝縮するいずれの空気処理剤も、前記チャネルを前記空中物質検出器手段に向かって流下することができないことを特徴とする、請求項1～請求項7のいずれかに記載の装置。

**【請求項 9】**

前記第1の空気流チャネルとの交差部の上端部に、又は、前記第1の空気流チャネルとの交差部の上端部に隣接して、或いは、前記出口オリフィスに、又は、前記出口オリフィスに隣接して、フィルター膜が前記第2の空気流チャネルに設けられ、前記フィルター膜は、そこを通るガス拡散を可能にしながら、前記空中物質検出器手段の粒子汚染を防止する又は実質的に防止するように構成されることを特徴とする、請求項1～請求項8のいずれかに記載の装置。

**【請求項 10】**

前記装置には、1つより多い空中物質検出器手段が設けられ、前記複数の検出器手段は、前記ハウジング内で互いから離間配置され、それぞれの空気チャネルが、前記検出器手段の各々に対して設けられることを特徴とする、請求項1～請求項9のいずれかに記載の装置。

**【請求項 11】**

前記ハウジングの前記出口オリフィスは、前記煙突手段の前記上部オリフィスであることを特徴とする、請求項1～請求項10のいずれかに記載の装置。

**【請求項 12】**

前記加熱手段は、前記煙突手段に隣接して配置され、前記煙突手段には、使用中、前記手段からの熱が前記チャネルに入り、そこを通る空気流を増大させるのを可能にする、前

記加熱手段と位置合わせされた切り欠き部分が設けられることを特徴とする、請求項 1 ~ 請求項 1 1 のいずれかに記載の装置。

【請求項 1 3】

前記第 2 の空気流チャネルには、使用中、前記加熱手段からの熱が前記チャネルに入り、そこを通る空気流を増大させるのを可能にする、前記加熱手段に隣接した切り欠き部分が設けられることを特徴とする、請求項 1 ~ 請求項 1 2 のいずれかに記載の装置。

【請求項 1 4】

揮発性空気処理剤を蒸発させるための装置であって、

蒸発した空気処理剤が前記装置から出していくための少なくとも 1 つの出口オリフィスを有するハウジングと、

リフィルを取り外し可能に受け入れ、前記装置に固定するための、前記ハウジング内の受け入れ手段と、

前記ハウジング内の電気加熱手段と、

制御手段と、

下部オリフィス及び上部オリフィスを有し、それらの間に第 1 の空気流チャネルを定める、前記ハウジング内の煙突手段と、

空気中の空中物質を検出するように動作可能な空中物質検出器手段とを含み、前記空中物質検出器手段には、使用中、前記装置の外部から空気が前記空中物質検出器手段の内部に入るのを可能にするように、前記装置の外部に通じる少なくとも 1 つのアーバチャが設けられ、

前記装置は、前記受け入れ手段と係合する交換可能なリフィルをさらに含み、

前記リフィルは、

一定量の揮発性空気処理剤を保持するためのリザーバ部分と、

前記リザーバ部分の基部に実質的に隣接した、前記リザーバ部分内の近位端と、前記リザーバ部分の上方に延びる遠位端とを有する芯とを含み、

前記装置は、第 2 の空気チャネルが、前記空中物質検出器手段の前記少なくとも 1 つのアーバチャと前記出口オリフィスとの間に設けられることを特徴とする装置。